平成２４年（フ）第２６６０号
札幌市豊平区月寒西３条10丁目１番６―404号
債務者　工藤恵理子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６７７号
札幌市西区平和１条６丁目８番10―102号
債務者　齊藤　朝夫
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６５号
札幌市東区北６条東８丁目１番２―201号
債務者　井村　悠大
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８５０号
札幌市西区宮の沢２条４丁目６番36号　H.T宮の沢102号
債務者　紙谷　信子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９０号
札幌市清田区清田３条１丁目２番８―203号
債務者　小島　章弘
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
札幌市西区発寒15条２丁目６番20号　コーポ白樺305号
債務者　守田　敏幸
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
山形県酒田市船場町１丁目７番16号
債務者　大崎　文子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第８０８号
埼玉県川越市大字今福1200番地９
債務者　河野　雅明
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３６号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目８番15―302号石川マンション
債務者　田中　一平
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８３７号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目８番15―302号石川マンション
債務者　田中　真弓
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１８号
埼玉県入間市宮寺370番地２
債務者　武川　昌利
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２１号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目16番地の10サンシティ所沢２―402
債務者　秋山小夜子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６４７号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘66番16号　青木貸家、前住所神奈川県平塚市見附町19番６―802号　第３ＳＳビル
債務者　藤田　浩生
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６５６号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀318番地の１第二露木ハイツ103号、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目22番地の37　ウィンプラザ204
債務者　石田　貞治
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４４号
相模原市緑区相原４丁目７番10号　ＴＡＰシャトレ101号室
債務者　渋木　　満（旧姓臼井）
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２号
三重県松阪市宝塚町758番地５　サンライフ宝塚201号、前住所三重県松阪市久保町1887番地85　ボナール106
債務者　天野　　学
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１号
香川県丸亀市土器町東６丁目300番地　蓬莱ニューマンション406号
債務者　上原喜美子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
高松地方裁判所丸亀支部